

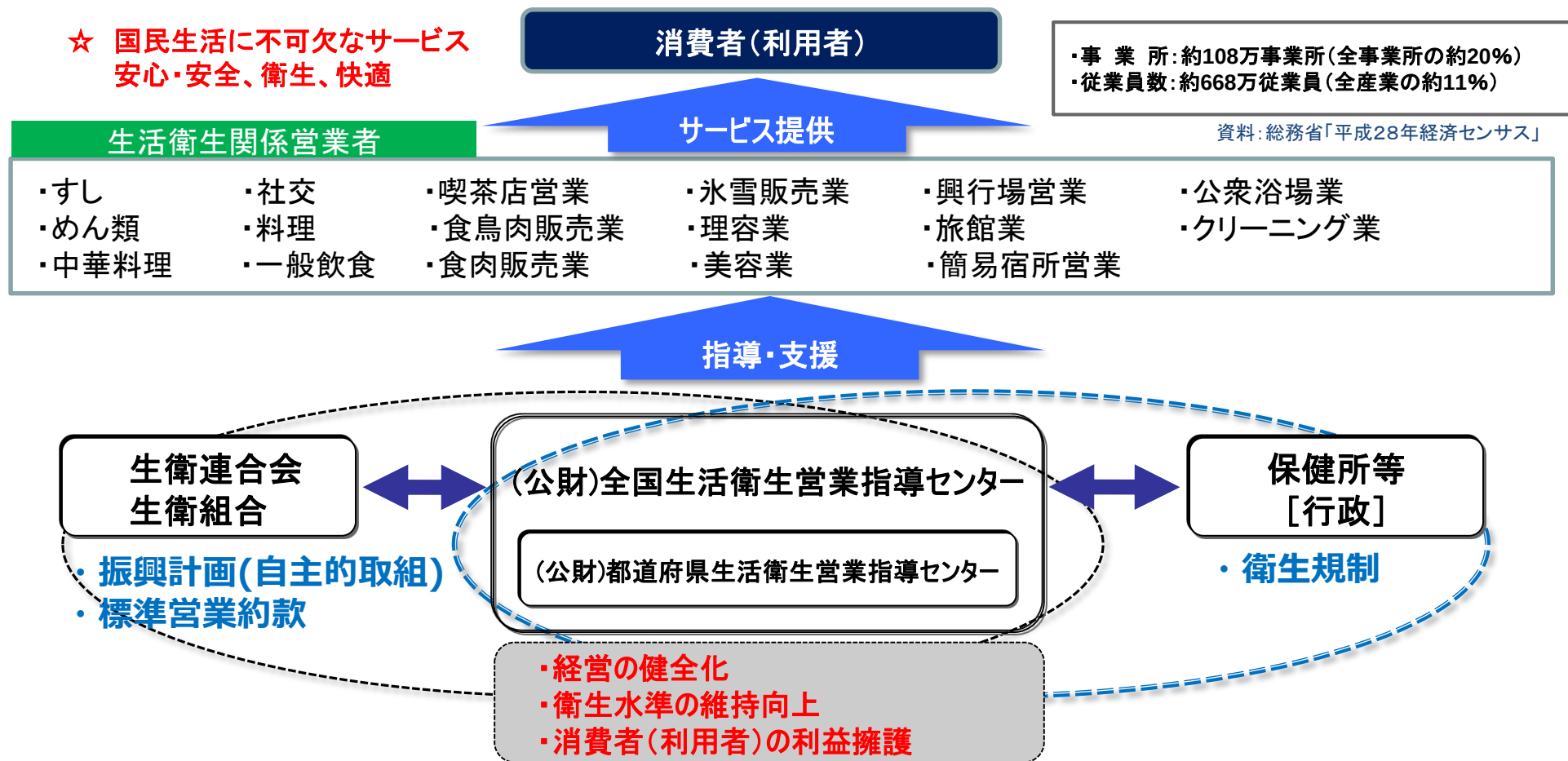
生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

（施策番号Ⅱ－5－1）

添付資料

生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。



※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

・税制上の恩恵（法第56条の5）

振興計画に係る共同施設について、特別償却をすることができる。

II 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -令和2年3月末現在-】

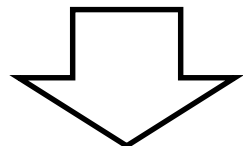
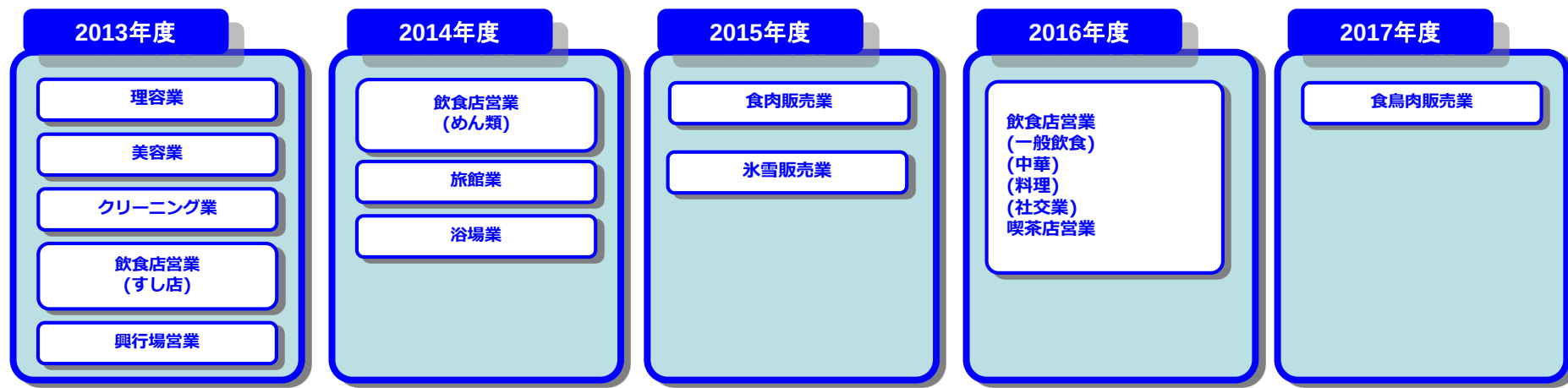
クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	22件
飲食店営業（料理業）	28件	飲食店営業（社交業）	38件
喫茶店営業	25件	食鳥肉販売業	15件
興行場営業	29件	浴場業	24件
氷雪販売業	5件	合計	520件

5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

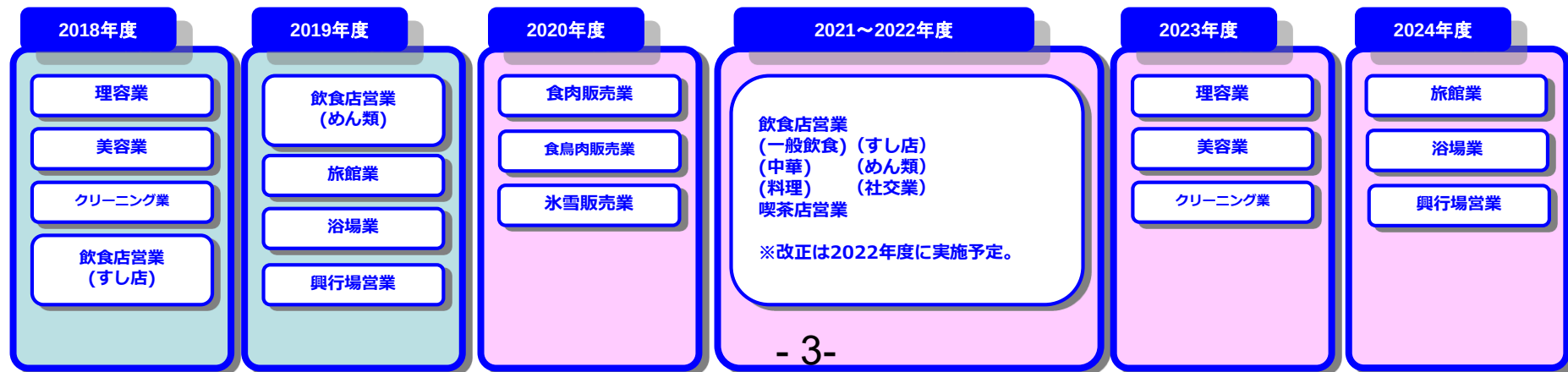
振興指針改正時期の見直しについて

過去5年間の改正実績

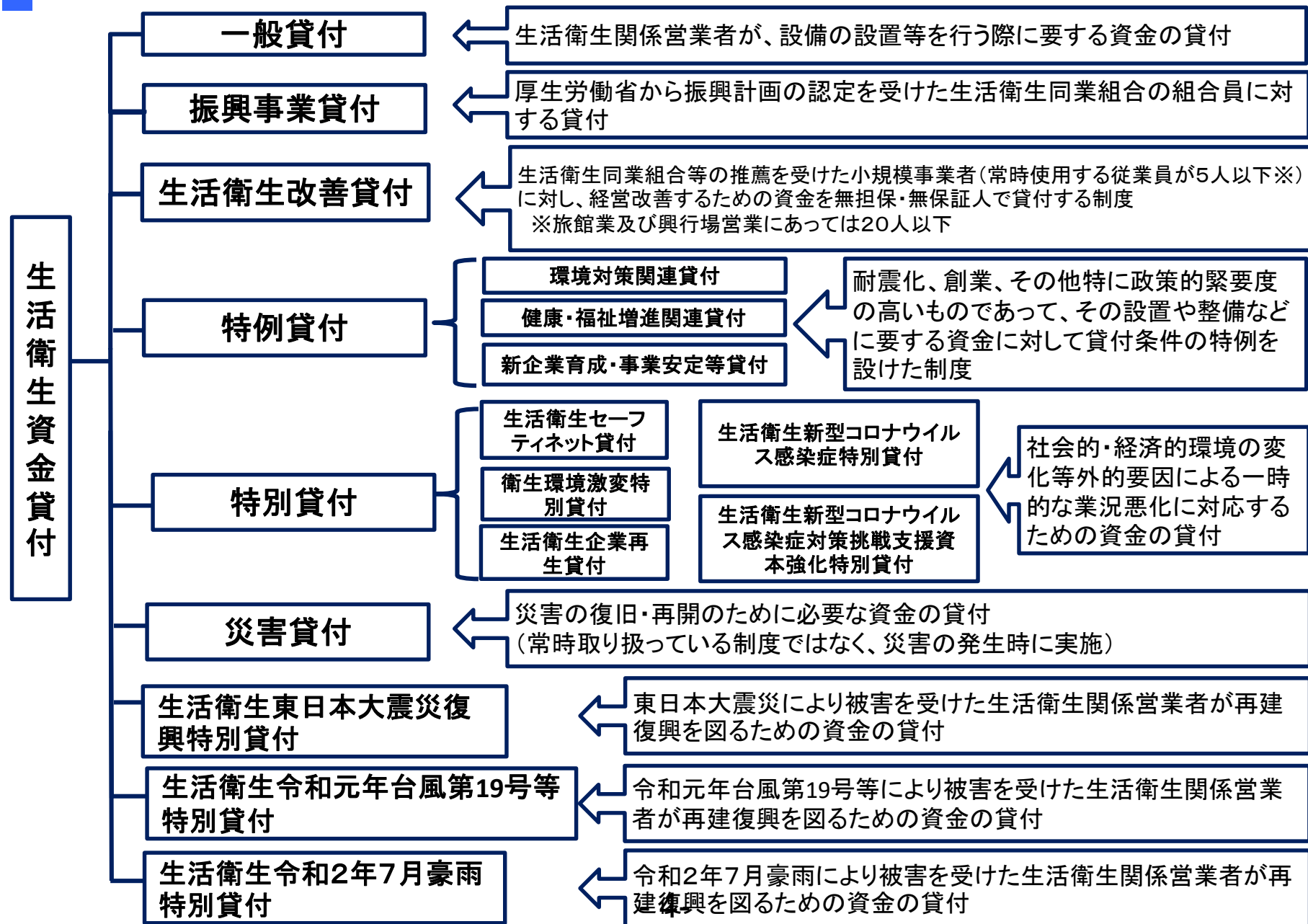


- ・業種間の類似性を考慮し、効率的に審議いただけるよう改正スケジュールを見直す。
- ・経営実態調査及び調査結果の評価サイクルを見直し、振興指針改正の前年に実施する。
- ・振興指針改正に有益な情報が入手できるよう、経営実態調査の項目を精査する。

今後の改正スケジュール



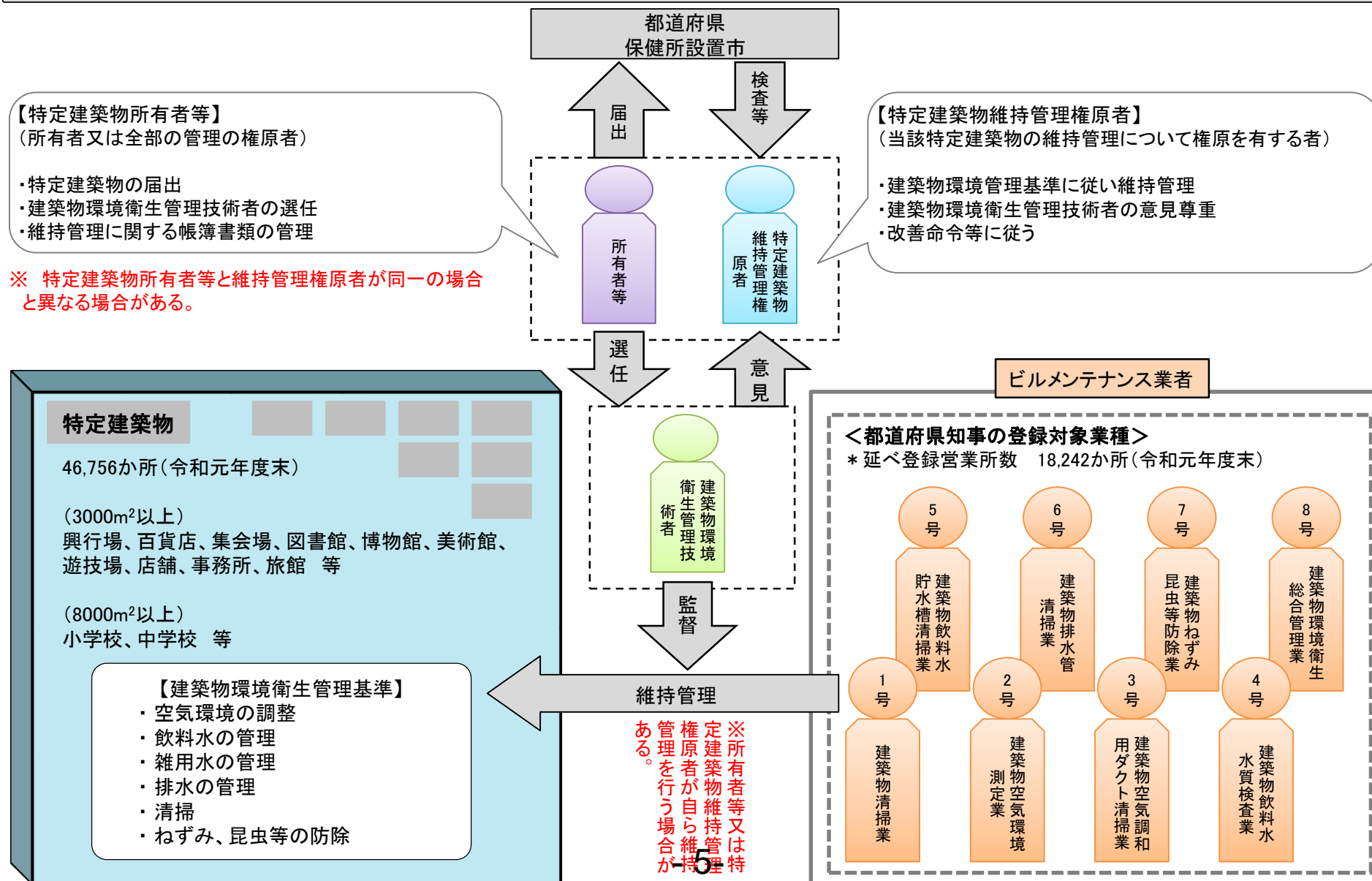
日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付一覧



建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



ビルクリーニング分野について

外国人材受入の必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物(※)が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成29年度には2.95に達しており、人材の確保が困難な状況。
- 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康がそこなわれるおそれがあることから、その防止のために、外国人の受入れが必要。(業界からも強い要望あり。)

※特定建築物:興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、延べ面積が3,000平方メートル以上(小学校、中学校等は8,000平方メートル以上)のもの

ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2.24	2.64	2.95	3.03	2.91

特定建築物の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
44,801	45,251	45,679	46,210	46,756

想定する具体的な業務内容・技能水準

- 多数の者が利用する建築物の内部の清掃作業。
- 場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるといった専門性・技能が要求される(技能実習2号移行対象職種)。

○ビルクリーニング分野別運用方針概要

分野		ビルクリーニング
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	37,000人
2 人材基準	技能水準	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験
	日本語能力水準	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)
3 その他重要事項	従事する業務	建築物内部の清掃
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して 特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと。 ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

○ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験について

(技能水準)

建築物の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するもの。

(評価方法)

試験言語: 日本語

実施主体: 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法: 実技試験